



## 雲南市まちづくり基本条例 附属資料

地方分権がすすみ、「地域のことは地域で考え、地域で決める」地域経営の視点がこれまで以上に求められています。

雲南市まちづくり基本条例とは、こうした時代にふさわしいまちづくりをすすめるため、市民・議会・行政それぞれの役割や、市民参加のルール、行政の仕事のすすめ方など雲南市独自の基本ルールを定めたものです。

平成20年（2008年）

この附属資料は、「まちづくり基本条例の制定に向けた提言」や、まちづくり推進懇話会議での議論をもとに作成しています。

— 目 次 —

1. まちづくり基本条例制定の背景と必要性
  - (1) 地方分権への対応
  - (2) 地方財政の構造変化
  - (3) 住民意識の変化
  - (4) 地方自治法等の既存法の不足
  
2. これまでの流れ
  - (1) まちづくり市民案
  - (2) まちづくり基本条例の制定に向けた提言
  
3. 雲南市まちづくり基本条例（案）の構成
  
4. 雲南市まちづくり基本条例（案）の解説

## 1. まちづくり基本条例制定の背景と必要性

### (1) 地方分権への対応

国と地方は「対等・協力」の関係に変化し、「地域のことは地域で考え、地域で決める」地域経営の視点が、これまで以上に求められるようになりました。

### (2) 地方財政の構造変化

国の三位一体の改革をはじめとする、財政改革の影響により、効果的・効率的な公共サービスの選択が、これまで以上に求められるようになりました。

### (3) 住民意識の変化

まちづくりに対する住民ニーズが多様化・高度化し、これからのまちづくりでは、市民やコミュニティなどが主体的に関わることが、これまで以上に求められるようになりました。

### (4) 地方自治法等の規定法の不足

地方自治に関する基本事項は「地方自治法」で定められています。しかし、市民参加や協働など、今日では当たり前と思われる事項に関する規定がないため、それを補う制度構築が、これまで以上に求められるようになりました。

## 2. これまでの流れ

### (1) まちづくり市民案

雲南市発足以来、地域自主組織を核に、市民自ら地域の課題に取り組むさまざまな活動が展開されるとともに、「地域委員会」や「まちづくり会議」をはじめとする各種委員会への市民参加などにより、協働をキーワードとしたまちづくりが進められています。また、まちづくり会議からの『まちづくり市民案』をもとに策定された「雲南市総合計画」には、協働のまちづくりを確立していくために、まちづくり基本条例を制定することが明記されました。

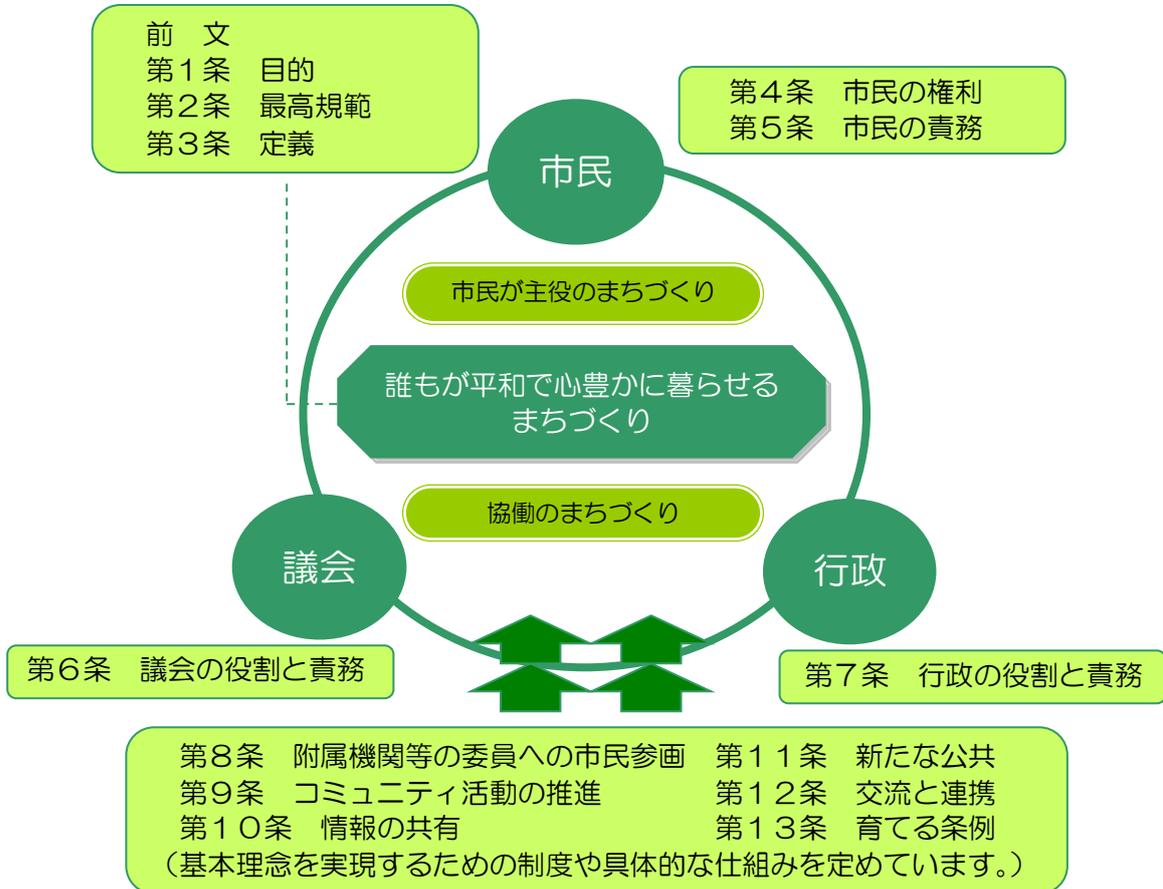
### (2) まちづくり基本条例の制定に向けた提言

まちづくり基本条例の制定に向けた検討を行うため設置された「まちづくり推進懇話会議」では、約1年にわたりこれからの時代にふさわしい市民と議会及び行政の関係を問い直し、協働のまちづくりを推進する仕組みは如何にあるべきかについて議論が重ねられました。

その結果、「自己決定」「自己責任」というまちづくりの基本原則をふまえながら、雲南市における新しいまちづくりの動きをより大きなものとしていくため、全国画一の共通ルールである地方自治法に加え、市民参加やまちづくりにおける雲南市独自の基本ルールを定める「まちづくり基本条例」を制定するべきと判断され、条例素案を盛り込んだ『まちづくり基本条例の制定に向けた提言』が行われました。

### 3. 雲南市まちづくり基本条例の構成

前文と13条からなる条文で構成しています。



#### 4. 雲南市まちづくり基本条例の解説

##### 雲南市まちづくり基本条例

私たちの愛する雲南市には、  
清らかな水と緑の 「豊かな自然」  
銅鐸やたたらをはじめとした 「誇るべき歴史遺産」  
恵まれた風土によって育まれた 「豊かな食文化」  
世代を越えた 「地域の和」  
などの、たくさんの恵みがあります。

私たちは、ふるさとを思う多くの人々によって受け継がれてきたこの恵みを大切にしながら、「平和を」の精神を尊重し、「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」をすすめます。

まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。

ここに、市民、議会及び行政がともにこの理念を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を制定します。

##### 【解説】

前文は、雲南市が目指すべきまちづくりの姿（理念）と、その実現のために基本となる考え方を分かりやすく示しています。

まず、雲南市ならではの前文とするため、雲南市の恵み（魅力）の中から代表的なものを掲げています。これは、ふるさとを思う多くの人々によって受け継がれてきたものであり、私たちにとっての誇りです。

いま、地方分権や少子高齢化が叫ばれ、さまざまな社会問題への対応が求められる時代にあって、私たちが目指すべきまちづくりの姿（理念）は、この恵み（魅力）を確実に次世代に継承するとともに、永井隆博士の「平和を」の精神に基づいた、「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」であると考えます。

まちづくりとは、日々の暮らしそのものであり、主役となるのは市民です。そして、「自らできることは自ら取組む」といった意思のもと、市民自らが地域の課題に取り組むことで、さらに住み良いまちづくりを実現していかなければなりません。

このようなまちづくりの理念を、市民、議会及び行政が共通の認識として持つことにより、住民自治の実現と協働のまちづくりが推進されることを願い、雲南市まちづくり基本条例を制定するものです。

##### 【補足】

「私たち」

一人ひとりの私や、地域自主組織、まちづくりグループ、議会、行政などの多様な主体を表しています。

「誰もが平和で心豊かに暮らせるまち」

生をまっとうできる社会、安全で安心なまち、などの、私たちが共通の認識としてもつ雲南市が目指すべきまちの姿を表しています。

(目的)

第1条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とします。

【解説】

第1条は、この条例が何のためにつくられるか、また、各条文に共通する考え方を示しています。

まず、この条例では、雲南市が目指すべきまちづくりの姿（理念）を明らかにしています。そして、その実現に向けて、まちづくりを担う私たちの役割や責務などの基本的な考え方や仕組みなどを定めることによって、協働のまちづくりを推進することが目的であることを明らかにしています。

(最高規範)

第2条 市民、議会及び行政は、まちづくりの推進にあたり、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めます。

【解説】

第2条は、この条例の位置づけを示しています。

議決要件を重くすることなどによって、個別条例の優位性を規定することはできないこととされていますが、市民、議会及び行政が雲南市のまちづくりの推進にあたり、この条例を最大限に尊重することによって、この条例を「最高規範」に位置づけることを明らかにしています。

このことにより、本条例の理念にそった市政運営を行うとともに、新たに条例等を制定する場合などに、本条例との整合性を図らなければならないこととなります。

(定義)

第3条 この条例において用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 協働 市民、議会及び行政が対等な立場に立って、お互いの意見を尊重し、学習を通じて一人ひとりが意識を高め合い、役割と責任を担い合いながら共通の目標に向かって取り組むこと。
- (2) コミュニティ 心豊かに安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民が互いに助け合い、行動するために自主的に結ばれた組織及び集団
- (3) 新たな公共 公共サービスの多様化が求められるなかにあって、行政に限らず市民をはじめとする多様な主体によって担われる公共の領域

【解説】

第3条は、この条例で使う言葉のうち、意味を共有しておきたい重要な言葉について、その定義を示しています。

(市民の権利)

第4条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を持ちます。

2 市民は、まちづくりに関する情報について、その提供を受け、また自ら取得する権利を持ちます。

3 満20歳未満の青少年・子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加する権利を持ちます。

(市民の責務)

第5条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、お互いを認め合い、意見を尊重するとともに、自らの発言と行動に対して責任を持ちます。

3 市民は、次代を担う子どもたちが、夢と希望をいまくことができる良好な環境を創出するよう努めます。

【解説】

第4条及び第5条は、まちづくりの推進にあたり、市民が担う役割や果たすべき責務を示しています。

地方自治法第10条〔住民の意義及び権利義務〕では、〈住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う〉と、権利と同時に義務があることが定められています。しかし、雲南市のまちづくりの推進にあたり、もう少し分かりやすい約束が必要と考え、市民自らが行動するための基本となる、権利と責務を明らかにしています。

第4条第1項は、まちづくりの主体となるのは市民であり、全ての市民にまちづくりに参加する権利があるということを明らかにしています。

まちづくりに対しての関心と権利の行使を求める意味から、参加という表現としました。なお、まちづくりへの市民参加は必要不可欠であるものの、強制されるものでは決してないことから、参加しないことを理由に不利益などを受けることがあってはなりません。

第4条第2項は、市民が自ら考え、自ら行動するためには、市民に対しての情報提供が十分に提供されることはもちろんのこと、市民自らも必要とする情報を得ようと努めることが必要であることを明らかにしています。

第4条第3項は、子どももまちづくりを担う一員であることから、それぞれの年齢に応じた、まちづくりに参加する権利を明らかにしています。

子どもの権利条約（注）第12条では、意見を表す権利として、〈自由に自分の意見を表す権利をもち、その意見は、子どもの発達に応じて、十分に考慮されなければならない〉と、子どものまちづくりに参加する権利が定められています。なお、子どもの定義は、民法の成年の規定に準じています。

（注）子どもの権利条約

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約であり、1989年に国連

総会において採択され、日本は 1994 年にこの条約を批准しています。

第5条第1項は、前文で掲げたまちづくりの原点をあらためて確認しています。まちづくりにあたって、市民一人ひとりがそのことを自覚し、積極的な参加に努めていこうという姿勢を明らかにしています。

第5条第2項は、まちづくりを担う多様な主体の存在やそれぞれの価値観を認め合いながら、まちづくりの推進に関わるのが重要であり、そのことは、自らのためであり、雲南省の将来のためにもなることを明らかにしています。

第5条第3項は、次代を担う子どもたちが、このまちに住んでいたい、住み続けたいと思えるような、より良い環境の創出に向けて積極的な取り組みを行う姿勢を明らかにしています。

【補足】

「環境」（第5条第3項）

豊かな自然のみならず、人と自然に育まれながら多くの人々によって受け継がれてきた、伝統や文化など、雲南省の有するたくさんの恵みを含む、雲南省そのものを表しています。

(議会の役割と責務)

第6条 議会は、市民の代表により構成される市の議決機関として、市民の意思を尊重した意思決定に努めなければなりません。

2 議会は、積極的な情報公開や、市民との対話に努め、開かれた議会運営を行わなければなりません。

3 議員は、議会活動について、市民への説明責任を果たすとともに、公正かつ誠実に遂行し、市民の負託に応えなければなりません。

4 議員は、政策の提言及び提案に努めなければなりません。

【解説】

第6条は、議会は、市長とともに住民の直接選挙により選ばれた議員による代表機関であり、こうした時代のなかでの議会の役割が、ますます重要なものになっていくと考えること、まちづくりは、市民、議会及び行政の協働によってこそ成り立つものであることをふまえて、議会の担う役割や果たすべき責務を示しています。

第6条第1項は、地方自治法第96条〔議決事件〕に定める二元代表制の一役として議会の機能・役割(注)は、住民にとって非常に重要であり、意思決定に際して市民の意思が尊重されていることの重要性について明らかにしています。

(注) 二元代表制の一役として議会の機能・役割

地方自治法に定められる、条例を制定する権限、市の方向性を意思決定する権限、行政活動を監視する権限が基本となりますが、それに留まらない議会の幅広い役割を包容して表しています。

第6条第2項は、まちづくりの推進には、議会と住民との信頼関係が結ばれていることが前提であり、市民の知る権利を保障するための情報公開や対話に努めるなど、開かれた議会運営に努める必要性を明らかにしています。

第6条第3項は、議員は、議会活動にあたり、まちづくりの課題や市民の思いを把握するとともに、市全体の公益を考えた判断によって、市民への説明責任や選挙で直接選ばれた責任を果たさなければならないことを明らかにしています。

第6条第4項は、分権型社会に対応していくためには、議会の役割は非常に重要であり、特に議員の政策立案に関する重要性を明らかにしています。

(行政の役割と責務)

第7条 市長は、住民福祉の向上を図るため、次に掲げることに基づいて、計画的かつ効率的な行政運営に取り組み、市民の負託に応えなければなりません。

- (1) 限られた資源の効率的かつ効果的な活用を図り、財政の健全性の確保に努めること。
- (2) 政策形成、実施、評価及び見直しの過程において、市民意見の把握と反映を行うこと。
- (3) 市民に利用しやすい形で保有する情報の積極的な公開・提供を行うとともに、常に分かりやすい説明を行うこと。
- (4) 個人の権利利益を守るため、保有する個人に関する情報の保護を行うこと。
- (5) 公平かつ透明性を確保した適正な行政手続を行うこと。

2 職員は、地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければなりません。

3 職員は、公正、公平かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民との協働や市民活動間の連携が図られるように努めなければなりません。

4 職員は、職務を行う上で必要な能力を自ら高めていかなければなりません。

【解説】

第7条は、市長は、議会とともに住民の直接選挙により選ばれる代表機関であり、市民の負託に応えるとともに、住民福祉の向上を図ることを目的として、その責務を果たすために守るべき基本的な考え方や仕組みを示しています。

また、行政職員は、地方自治法では〔長の補助機関〕と位置づけられており、一般的に、職員は市長を補助するため行動することとされていますが、職員が果たす役割の大きさから市民が期待する職員像を示しています。

第7条第1項では、基本的な考え方のもとになる、既存条例等を明らかにしています。

- (1) 財政運営については、地方自治法第9章〔財務〕のほか、地方財政法により、健全な運営に努める旨の基本原則と、その運営にあたっての詳細を明らかにしています。
- (2) 行政評価、市民参画（既存市独自条例-雲南市パブリック・コメント制度実施要綱）
- (3) 情報公開、説明責任（既存市独自条例-雲南市情報公開条例）
- (4) 個人情報保護（既存市独自条例-雲南市個人情報保護条例）
- (5) 行政手続（既存市独自条例-雲南市行政手続条例）

第7条第2項は、職員は、自らもまちづくりを担う一員であることを自覚するとともに、率先してまちづくりの実践に努め、市民としての責務を果たすことの必要があることを明らかにしています。

第7条第3項は、職員は、全体の奉仕者（地方公務員法第30条のサービスの根本基準）であることを自覚し、強い意志を持ち職務を遂行することはもちろん、市政運営のスペシャリスト、協働のまちづくりのコーディネーターとして、まちづくりの推進に取り組むことの必要性について明らかにしています。

第7条第4項は、職員は、職員としての役割と責務を果たすため、自らの責任において業務遂行能力をはじめとした各種能力の向上に努めなければならないことを明らかにしています。

(附属機関等の委員への市民参画)

第8条 市長は、審議会その他の附属機関等（以下、「附属機関等」という。）の委員には、公募による委員を選任するよう努めなければなりません。

2 市長は、附属機関等の委員の選任については、幅広い人材を選出するよう努めなければなりません。

【解説】

第8条は、地方自治法に基づく〔附属機関〕について、市の意思形成の過程におけるその役割の大きさから、市民参画のひとつの手法として示しています。

第8条第1項は、市民参画を拡充する手法として、附属機関等の委員については、公募による委員を選任することを明らかにしています。

第8条第2項は、第1項に規定する委員の選任にあたっては、これまでの委員の選定に際し、委員になる方に偏りがあることなどをふまえ、なるべく多くの市民が参画できるよう、男女の比率や他の附属機関等との重複も考慮して、幅広い人材を選出することを明らかにしています。

(コミュニティ活動の推進)

第9条 市民は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、地域自主組織等によるコミュニティ活動に積極的に参加するよう努めます。

2 市長は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、必要に応じてその活動を支援するよう努めなければなりません。

【解説】

第9条は、市民が主役のまちづくりの要となるコミュニティ活動の推進に向けて、市民が自主的に公共・公益的活動を地域で実践していく姿勢、また、コミュニティを守り育てるための支援の考え方について示しています。

第9条第1項は、地域自主組織やまちづくりグループを核としたまちづくりがすすめられています。こうしたコミュニティの推進をさらに図るため、市民のより積極的な参加の必要性を明らかにしています。

第9条第2項は、コミュニティ活動は行政が主導するものではなく、自主性や自立性が最大限尊重されることはもちろん、必要のある場合のみ支援をするという、市長の姿勢について明らかにしています。

【補足】

「地域自主組織等」(第9条第1項)

公共・公益活動には、地縁型のコミュニティや、テーマ型のコミュニティ、個人でのボランティア活動などもあることから、地域自主組織「等」と表しています。

「支援」(第9条第2項)

財政的なものだけでなく、情報、人材や学習機会の提供などを含んだものとして表しています。

(情報の共有)

第10条 市民、議会及び行政は、まちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりに関する情報を共有しなければなりません。

2 議会と行政は、市民の知る権利を保障するため、文書を適正に管理しなければなりません。

【解説】

第10条は、まちづくりの基本理念を実現するためには、多様な主体がまちづくりに関する情報を共有していることが大前提であることから、それぞれの姿勢について示しています。

第10条第1項は、多様な主体が、同じ目標に向かって取組むための大前提である、それぞれが対等な立場に立ってまちづくりについて語り合う(役割を発揮できる)環境をつくるため、また、多くの活動が、より多くの人に開かれたものとなるための、情報共有の重要性を明らかにしています。

第10条第2項は、市民の知る権利の保障はもちろん、多様な主体の共有財産である文書の適正管理について明らかにしています。このことにより、過去と未来の情報共有も図ります。

【補足】

「情報」(第10条第1項)

行政から発信されるものだけでなく、市民から発信される(市民相互間の)情報など、たくさんの情報を包容したものと表しています。

(新たな公共)

第11条 市民、議会及び行政は、自らの権利と責務のもと、協働によるまちづくりを実践し、新たな公共を創造するための活動に努めます。

2 市民は、その自主性及び自己の責任に基づいて、公共サービスの提供を担うことができます。

3 市長は、市民が公共サービスの提供を担うための環境整備に努めるとともに、協働のまちづくりを推進するための総合的な施策を講じなければなりません。

【解説】

第11条は、多様な主体が、協働のまちづくりを推進しながら、さまざまな活動と協力・連携して地域課題の解決に取り組み、新たな公共の形成に努めることの必要性について示しています。

第11条第1項は、これまでのように、行政に委ねられてきた公共から、市民、議会及び行政が協働によって創り育てる公共が築かれつつあり、こうした公共の領域を、それぞれの役割分担のもと創っていかねなければならないことを明らかにしています。

第11条第2項は、新たな公共における公共サービスの担い手でもある、市民が、その特性（例えば、地域自主組織、まちづくりグループ、NPOといったコミュニティなどの持つそれぞれの長所）を活かすことによって、住民ニーズに対応した公共サービスの提供と社会的・地域的な課題の解決を進めることを明らかにしています。

第11条第3項は、市長の、市民が公共サービスを担うことができる施策を講じることの必要性について明らかにしています。

【補足】

「新たな公共」(第11条第1項)

今までは私事であった事柄が、時代や社会状況の変化により行政も関わりを持つようになった領域(高齢者福祉・配食サービス・福祉バスの分野等)なども含むものとして表しています。

(交流と連携)

第12条 市民は、まちづくりの推進のため、さまざまな活動を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。

2 市長は、広域的な課題に取り組むため、近隣自治体及び他団体と相互に連携するとともに、地方分権の推進にあたり、国や県へ積極的な政策提言を行わなければなりません。

【解説】

第12条は、広域的な課題に対応するために、まちづくりに市外の人々の意見を取り入れるとともに、他の団体と連携しながら、まちづくりの推進を図ること示しています。

第12条第1項は、まちづくりの推進には、広域的な人との繋がりや協力を得るために、自ら働きかける必要があることを明らかにしています。

第12条第2項は、道路網の整備や安全・安心なまちづくりに向けた広域的な課題への対応や、分権型社会に対応するために、各種制度改正を含めた主張をしていかなければならないことを明らかにしています。

(育てる条例)

第13条 市民は、この条例をまちづくりの推進状況及び社会情勢の変化等に応じて常に実効性のある条例となるようつくり育てていきます。

【解説】

第13条は、この条例の検討及び見直しについて示しています。

まちづくり基本条例は、最高規範性があるからこそ、時代にマッチしたものになっているかどうか、形だけのものになっていないかなど、雲南市のまちづくりの推進に本当にふさわしいものかどうかを検証していく必要があります。そこで、この条例を「育てる条例」として位置付け、市民参加のもとで、条例の実効性を保障していくとともに、必要に応じ適切な措置を講じることを明らかにしています。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。